

## 六甲山スノーパーク利用約款

### 第1条 目的

六甲山スノーパーク（以下「当パーク」といいます。）において、スキーその他の雪上のスポーツや遊び等を行う方（以下「利用者」といいます。）は、この約款の定めるところに従い、当パークを利用しなければならないものとします。この約款に定めのない事項については法令に定めるところにより、法令に定めのないときには「国内スキー等安全基準」（全国スキー安全対策協議会・1994年8月改訂版）に準じるほか、一般の慣習によります。

### 第2条 告知

当パークは、利用者の安全を守るために最善の努力をしていますが、利用者におかれましては、次項各号の事柄をよく理解のうえ、事故なく当パークをご利用いただくよう告知します。

2 利用者は、スキー（スノーボーダーは「スキー」を「スノーボード」と読み替えてください。その他の雪上滑走用具もこれに準じてください。）については、次のような特有の危険があることを承知のうえ、これらを自分の注意により避けるようにしてください。

- (1) 雪、風、霧、雨など、天候による危険
- (2) がけ、凸凹など、地形による危険
- (3) アイスバーン、吹きだまり、なだれなど、雪の状態による危険
- (4) 岩石、立木など、自然の障害物による危険
- (5) ボックス、キッカーその他当パークが設置したアイテムの利用に伴う危険
- (6) リフト・ムービングベルト施設、建物、雪上車両、カラーコーンなど、人工物による危険
- (7) 他のスキーヤーとの接触、接近などによる危険
- (8) 自らの失敗による危険

3 当パークの管理区域の外に出ないでください。管理区域内でもコースに指定されていない所には出ないでください。

4 保護者の目の届かないところでのお子様の単独行動は、お止めください。

### 第3条 行動規則

当パークでは、次の各号の行動規則を守ってご利用をお願いします。

- (1) 他人を傷つけたり、脅かしてはならない。
- (2) 地形、天候、雪質、技能、体調、混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれるよう、滑り方を選ばなければならない。
- (3) 前にいる人の滑走を妨害してはならない。
- (4) 追い越すときは、その人との間隔を十分に空けなければならない。
- (5) 滑り出すとき、合流するとき又は斜面を横切るときは、上をよく見て安全を確かめなければならない。
- (6) コースの中で座り込んで서는ならない。狭い所や上から見通せないところでは立ち止まることも慎まなければならない。転んだときはすばやくコースを空けなければならない。
- (7) 登るとき、歩くときは、所定の通路又はコースの端を利用し、止まるときは、コースの端を利用しなければならない。
- (8) スキー、スノーボードその他雪上滑走用具には、流止めをつけなければならない。
- (9) 掲示、標識、場内放送等の注意を守り、スキーパトロールや当パークの係員の指示に従わなければならない。
- (10) 事故に遭ったときは、救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。

### 第4条 転売等の禁止

何人も第三者に対し、当パークの許可を得ることなく、入場券、リフト券等（これらへの引換券等を含みます。以下「入場券等」といいます。）を転売（インターネット・オークションを通じての転売を含みます。）その他の方法（以下「転売等」といいます。）で取得させてはならないものとします。ただし、家族、友人、取引先その他これらに類する特定の関係に基づき、営利を目的とせず、かつ、業として行わない場合については、この限りではありません。

2 前項の転売等には、使用後のリフト券等を、第三者に使用させる目的又は態様で、有償・無償を問わず譲渡する行為を含みます。この場合、前項ただし書は適用しないものとします。

3 転売等された入場券等を取得した方については、当該入場券等による当パークのご利用をお断りする場合があります。また、転売等を行った方については、今後の当パークのご利用をお断りする場合があります。

### 第5条 退場措置

当パークは、利用者が、法令、この約款その他当パークの定める規則又は当パークの係員等の指示を守らない場合は、滑走中その他如何なる場合でも、当パークのエリア内から退場させることができるものとします。ただし、当該利用者が、速やかに退場事由を解消し、かつ、他の来場者に対する迷惑の程度が軽微と認められる場合、当パークは退場を猶予することがあります。

2 前項により当パークが利用者を退場させた場合であっても、当該利用者に対し、入場料等（駐車料金、レンタル料、入場料、リフト利用料、スクール料その他一切の料金を含みます。以下同じ。）の払戻しは行いません。

3 当パークは、第1項本文に該当する利用者に対し、以降の入場をお断りすることができるものとします。

## 第6条 入場料等の払戻し

当パークは、原則として、入場料等の払戻しは一切行いません。ただし、当パークの責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。

## 第7条 当パークの責任の制限

当パークは、利用者が被った以下の損害の賠償について責任を負わないものとします。ただし、当パーク又は当パークの係員等の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではありません。

- (1) 当パークエリア内、駐車場及びその管理区域内における盗難、怪我、滑走具等の破損その他事故等トラブルによる損害
  - (2) 他の利用者との衝突、他の利用者の滑走態様に基づく転倒その他他の利用者の行為に起因する損害
  - (3) この約款その他当パークの定める規則又は当パークの係員等の指示を守らなかったこと等により発生した損害
  - (4) この約款その他当パークの定める規則又は当パークの係員等の指示に反した利用者の行為に起因する損害
- 2 前項ただし書の場合において、当パーク又は当パーク関係者が負担する損害賠償の範囲は、治療費等の直接損害に限定されるものとし、逸失利益その他の間接損害、特別損害等は含まれないものとします。

## 第8条 利用者の責任

利用者は、法令、この約款その他当パークが定める規則又は当パークの係員等の指示を守らなかったこと等により当パークに損害を与えたときは、当パークに対し、その損害を賠償しなければなりません。

2 当パークは、利用者が第2条第3項の規定に違反し当パークの管理区域の外に出て、本人、知人等から当パークに遭難救助の申告があったときは、当パーク単独又は当パークと関係官公庁等が協力して救助に当たります。

3 利用者は、前項の救助を受けたときは、当パークに対し、前項の救助終了後、捜索、救助等に関係した人件費、雪上機器費用、索道運行費用、照明電気費用その他負担経費の支払をしなければなりません。

## 第9条 リフトの利用

当パークに設置しているリフトの利用に当たっては、この約款に定めるもののほか、別に定める「特殊索道旅客営業規則」によります。

## 第10条 ムービングベルトの利用

利用者は、当パークに設置しているムービングベルトの利用に当たっては、この約款に定めるもののほか、次の各号の定めに従うものとします。

- (1) スキー又はボードを装着したまま利用すること。
- (2) 自身の技術に応じて利用すること。
- (3) 小さなお子様をご利用の際は、保護者・引率者の方は目を離さないこと。
- (4) 指示された場所以外で乗り降りしないこと。
- (5) ムービングベルトの正常な運行を妨げる行為やそのおそれがある行為を行わないこと。
- (6) 前号のほか、他人や自身の安全を脅かす行為を行わないこと。
- (7) 前各号のほか、当パークの係員等の指示及び当パーク内の標識、表示等に従って利用すること。

## 第11条 改訂

この約款は、当パークにおいて改訂することができるものとし、改訂後の約款は、当該改訂の施行日以降適用されるものとします。

## 附則

この約款は、2013年12月7日より実施します。